

橋本周辺広域市町村圏組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成 11 年 3 月 31 日
条 例 第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し規定するものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) その他任命権者が認める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 11 年 3 月 1 日から適用する。